

# 消費税法改正に伴う施設利用料金改定のお知らせ

消費税率引き上げに伴い、体育施設等利用料金について、令和元年10月1日から、消費税相当分を8%から10%に改定した新利用料金を適用します。

ただし、令和元年9月30日までに申請及びお支払いの手続きが済んでいる場合は、利用日が令和元年10月1日以降でも、現行の料金を適用します。

また、利用日が令和元年9月30日までで、申請及びお支払いの手続きが令和元年10月1日以降の場合は、新利用料金を適用します。

上記ご了承の上、お手続きいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、変更後の利用料金については、9月中にお知らせいたします。

(公財) 宇部市体育協会